

枯損木をつり切り作業中、胴綱をチェーンソーで切断し墜落

この災害は、枯損木をつり切りする作業中、誤って胴綱をチェーンソーで切断し墜落したものである。

松喰虫に冒された立木をつり切りする作業は、木に登って枝を払った後、幹の頂部にベルトスリングを巻き付け、移動式クレーンで吊りながら、幹を上部から3～4 m ほどの長さに順次切断し、クレーンで撤去するものである。



作業者は、胴綱を装着し、鉄の爪(昇柱器)の付いた靴を履き、松の木の幹を胴綱で体を支えながら切断する位置まで昇り、幹に巻いた胴綱で体を斜めに支え、幹に靴の爪を食い込ませて足場とし、チェーンソーを使用して幹を切断していた。

災害発生当日、社長、伐採者 A、現場作業員 B、トラック運転者 C、クレーン運転者 D およびクレーン運転者 E で朝から作業を行い、午後になって3本目のつり切り作業に取り掛かった。A は1番目のつり切りを終え、2番目のつり切りを行うため、高さ約 10.5m の幹の切断箇所、切断面から 50cm 下あたりに掛けた胴綱で体を支え、胴綱はチェーンソーの取扱いと上体の動作をさまざまにしないようにそれを見込んだ長さまで伸ばした状態で作業を始めた。A はチェーンソーを水平に保持して、受け口、追い口の順に幹を切断し、クレーンで吊った切断した幹が振れても激突しないように上体を下にかがめたとき、手にしたチェーンソーに触れた胴綱が切断し、墜落した。

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 幹が切断され、クレーンで吊られた状態になったとき、荷が振れて作業者に激突するおそれがあったので、それを避けるために、作業者がバランスを崩し、手に持ったチェーンソーの歯が胴綱に接触し、胴綱が切断したこと。
- 2 切断する幹に掛けたベルトスリングによる玉掛けの方法が悪かったこと。
切断された幹が作業者の方角に振れるような玉掛け方法であった。
- 3 幹を切断して、直ぐにチェーンソーを停止しなかったこと
- 4 墜落防止の措置が不十分であったこと。

この場合の胴綱は昇柱器と一体として、幹を昇降したり、切断作業中は足場として使用するもので、墜落防止のために使用されているものではない。

- 5 危険なつり切り作業を実施し、安全作業手順の検討が不十分であったこと。
- 6 ライン安全管理体制が不十分なこと。

移動式クレーンは運転者付きのレンタルで初めての作業であったが、作業の指揮命令系統が不明確で、作業の進行が各自の判断にまかされていた。

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 作業現場を事前に調査し、安全な作業計画を検討すること

高所作業が必要な場合には、高所作業車の使用等安全な作業床が確保できる作業方法を採用する。

- 2 やむを得ず、つり切り作業を採用する場合には、墜落防止対策を徹底すること。

- (1) 切断してクレーンに吊られたときに荷が振れないように玉掛けすること
- (2) 切断してクレーンに吊られたときに荷が振れないようにクレーンを運転すること
- (3) 切断が終わったとき、直ちにチェーンソーのスイッチを切ること
- (4) 胴綱と別に親綱を張り安全带を取り付けるなど墜落防止の措置を実施すること

- 3 作業現場の状況に適合する安全作業手順を定め、関係作業者に周知徹底すること。

- 4 安全管理体制を整備し、現場の安全管理を徹底すること。

特に、運転者付きのレンタル移動式クレーンを使用するなど初めて一緒に作業する者がいる場合には、作業の指揮命令系統を明確にし、作業の進行を各自の判断にまかすことのないようにする必要がある。